



Morgan McKinley

Part of Org Group

手数料制度について

Morgan McKinley 株式会社
有料職業紹介事業（許可番号：13-ユ-300567）

求職者手数料	候補者に対しては手数料請求は一切なし。
人材紹介手数料（成功報酬型の採用案件）	求人企業に対してのみ適用される。 a) 一般的な紹介手数料について - 候補者の想定年収の 29%（平均）に相当する額 - 想定年収には、通常 基本給 固定（保証された）賞与 固定手当 が含まれる。 b) 計算基礎となる給与について 手数料は、候補者がオファー受諾時に合意した報酬額に基づいて算出される。
人材紹介手数料（リテイナー型一契約）	特定の上位職、機密性の高い職位、または高度な専門性を要する職位については、リテイナー型（着手金方式）によるサーチサービスを提供する場合がある。 a) 調査着手金（アップフロントフィー） 市場調査（マーケットマッピング）、リサーチ及び候補者の特定業務に要する費用として、採用企業に対し着手金を請求する場合がある。 当該費用はクライアント企業のみが負担するものとし、いかなる場合においても候補者に対して請求しない。 b) 手数料体系 リテイナー型案件に係る総手数料は、原則として候補者の想定年間総報酬額に一定割合を乗じて算出するものとする。 当該着手金は、採用決定時に発生する成功報酬額の一部に充当する。

Holland Hills Mori Tower 17F, 5-11-2 Toranomon, Minato-ku, Tokyo
T: +813 4550 6560 | F: +813 4520 5788

Registered Company: Morgan McKinley K.K.

Registered Company Number: 0104-01-054224



Morgan McKinley

Part of Org Group

	c) 返金の取扱い 調査着手金は、採用結果の如何にかかわらず実施された業務の対価として、原則として返金しないものとする。 ただし、書面により別途合意がある場合は、この限りでない。
その他の手数料	書面による別途合意がない限り、追加の事務手数料または登録料は請求しない。
支払い条件	手数料は、候補者の入社日（又は契約条件によりオファー受諾時点）に請求するものとする。 支払期限は、別途合意がある場合を除き、請求書発行日から 30 日以内とする。
違約金について	求人企業が候補者に対してオファーを提示した後に当該採用案件を中止した場合には、所定の最低手数料を支払うものとする。 当該手数料は、以下のとおり算出するものとする。 年間報酬総額が 10,000,000 円以下の場合は当該報酬額の 5%、10,000,001 円以上の場合は当該報酬額の 10%とする。